

一般競争入札に関する質問及び回答 (Q&A)

最終更新日：2023年7月12日

独立行政法人情報処理推進機構

件名：「情報セキュリティ監視環境の保守業務」に係る一般競争入札

No.	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答内容	回答掲載日
1	入札説明書 Ⅱ. 契約書 (案)	7	(対価の支払及び遅延利息) 第10条	「甲は、第8条第2項の規定による検査の合格又は第8条第3項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。」「乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。」と記載がありますが、「第8条第2項の規定による検査の合格」の対象には中間納入と最終納入とがあり、中間納入に対する検査の合格をもって当該納入は「履行済み」と解釈し、請求及び支払に進むことが可能でしょうか。また、可能である場合には、請求可能な金額は中間納入と最終納入のそれぞれでどのような割合となるでしょうか。	ご認識のとおり、第8条第2項の規定により中間納入に対する検査が合格となった場合、その中間納入に対する請負業務は履行したものとなりますので、乙から適法な支払請求書を受領する等、甲は契約書の規定に従い中間納入に対する対価を支払います。また、割合につきましては、「I. 入札説明書 16. その他 (2)」に基づき提出される「入札内訳書」において、入札金額の内訳として中間納入・最終納入に対する金額を明記いただきますので、その金額を支払うものとなります。	7月12日